

大湊池公園維持管理基本水準書

令和6年7月

奈良県まちづくり推進局公園企画課

大淵池公園維持管理基本水準書

1. 維持管理対象公園の現況把握基礎データ

(1) 基礎データ

規模	約 23.6 ha
種別	総合公園
設置年月日及び県公告	昭和55年4月25日 奈良県告示第96号 (供用開始日 昭和55年4月28日) 面積 約 7.2 ha (西地区)
	昭和59年5月29日 奈良県告示第168号 (供用開始日 昭和59年6月1日) 面積 約 14.9 ha (東地区、池地区)
	平成3年6月26日 奈良県告示第149号 (供用開始日 平成3年7月1日) 面積 約 1.1 ha (西地区)
	平成28年1月29日 奈良県告示第274号 (供用開始日 平成28年4月1日) 面積 約 0.3 ha (池地区)
住所	奈良県奈良市中山町西1丁目、登美ヶ丘2丁目・4丁目・6丁目、大淵町
主な施設	体育館(753.19㎡)、テニスコート(2面) 芝生広場、ファミリー広場、児童広場等
大淵池	昭和49年3月3日 地上権の設定 昭和51年5月22日 管理協定の締結

(2) 利用者の動向

体育館、テニスコート及び運動場は、平日・休日とも利用率が高く、利用者数は安定している。他のエリアについては、調査実績はない。

(3) ボランティア活動団体の活動内容

花壇管理(草花植付や育成)及び竹林など園地の維持管理

2. 管理の考え方と留意点

(1) 公園の特性と管理の基本的な考え方

① 公園の特性

- ・本公園は、奈良市西部の学園前地区に位置し、周囲は、良好な住宅地に囲まれている。美術館や図書館などの文化施設も隣接して開館している。また、東エリアと西エリアの間には、複数の商業施設が進出しており、賑わいを見せている。
- ・農業用ため池である大淵池、そして、豊かな樹林地を含んでおり、自然の地形を利用した公

園である。

- ・体育館、芝生広場を中心とする東地区、大淵池を修景的に利用する池地区、ファミリー広場・児童広場を中心とした西地区の3地区に分かれている。

- ・豊かな自然のなかのやすらぎの場として、散策に、休息に、また子供連れのレクリエーションに、幅広く利用されている公園である。

② 管理の基本的な考え方

- ・自然の地形と樹林地を生かした管理を行う。
- ・体育館、テニスコートのスポーツ施設が快適に利用できるような管理を進める。
- ・遊具等の管理については、安全性を考慮した管理を行う。

(2) ゾーンの特性、管理の目標

① 東エリア

周辺に街区公園以外の公園がないため、近隣住民の近隣・地区公園的利用が多い。また、体育館・テニスコートを利用するために訪れる人も多い。

エリア	ゾーンの特性	管理の基本的な考え方
入口ゾーン	東地区のメイン入口であり、景石を中心としたシンボルゾーンである。	公園の入口にふさわしい管理。駐車場・パーゴラ等の適正管理。植栽地の適正管理。
芝生広場Ⅰ（平坦）ゾーン	幼児でも楽しめる遊具が設置されているため、他のゾーンと比べて小さな子供が多い。また親子連れの目立つゾーンである。芝生広場は、草地化している。	草地としての管理。遊具の安全点検等。休憩所の適正管理。
芝生広場Ⅱ（斜面）ゾーン	斜面の中に散歩道があるゾーンである。芝生広場は、草地化している。	草地としての管理。木橋の適正管理。
体育館・テニスコートゾーン	体育館・テニスコートとも利用率が高い。	体育館・テニスコート・便所の適正管理。植栽地の適正管理。
樹林地ゾーン	雑木林に一部アカマツが混じっている。アカマツが衰退する前は、アカマツが優占種であった。管理が必要な竹林が認められる。	雑木林としての管理。園路沿いの高木等、障害となる枝の除去。竹の適正管理。利用者への安全確保、近隣対策の観点から、園路周辺に限らず、マツ枯れ等に関する伐採・除去の対応。伐採した竹木の処分・活用。
西入口ゾーン	東地区のサブ入口である。	植栽地の適正管理。

② 西エリア

木製遊具が多数設置してあるため、誘致圏が広く、団体利用が多いエリアである。地形的に起

伏に富んでおり、森林公園的なイメージがある。

エリア	ゾーンの特性	管理の基本的な考え方
ファミリー広場ゾーン	ブロンズ像の建つ噴水等、公園の顔となっているゾーンであり、マンション等の広告でよく使われている。ツツジの大刈込みが見事である。	公園の入口としてふさわしい管理。便所・駐車場・噴水等の適正管理。植栽地の適正管理。
児童広場ゾーン	木製遊具が設置されている。西地区でもっとも利用率が高い。親子連れが多く、滞在時間は長い。遠足利用がある。	遊具の安全点検等。便所・休憩所の適正管理。斜面地の適正管理。
展望広場ゾーン	傾斜地を利用して四阿やベンチが設置されている。児童広場側は、児童広場を訪れた子供連れの利用が多い。芝生広場は、草地化している。	草地の適正管理。四阿等の適正管理。
少年運動広場ゾーン	西地区のメイン入口からは一番奥まった場所にある。近隣の住民の利用が多い。	運動広場としての管理。便所の適正管理。
樹林地ゾーン	雑木林にアカマツが混合する。アカマツが衰退する前は、アカマツが優占種であった。一部竹の侵入が認められる。	雑木林としての管理。園路沿いの高木等、障害となる枝の除去。竹の除去。利用者への安全確保、近隣対策の観点から、園路周辺に限らず、マツ枯れ等に関する伐採・除去の対応。伐採した竹木の処分・活用。

③ 池エリア

エリア	ゾーンの特性	管理の基本的な考え方
池エリア	大淵池及び池に隣接するエリアであり、池を眺めながら休憩するスペースがある。	四阿の適正管理。池の適正管理。利用者への安全確保、近隣対策の観点から、支障木等に関する伐採・除去の対応。

3. 基本管理：維持管理水準一覧表

管理項目		管理水準			備考
		対象	規模 単位	回数	
巡視	日常巡視（毎日の巡視点検）	園内・園内 主要施設	1式	1回/日	
	定期巡視・点検 （毎月の巡視点検）		1式	1回/月	

	臨時巡視・点検			1 式	随時	災害時等
清掃	日常清掃	床掃き	○体育館 [事務室、 会議室、更衣室、便所 等]	1 式	1 回/日	ゴミ処理 含む 汚れのある 場合には 床拭きを 行うこと
			○便所	5 棟		
			○休憩所	1 棟		
		床洗い	○体育館 [便所、更衣室（シャ ワ ー室）] ○便所	1 式	1 回/週	
			5 棟			
		ゴミ拾い	○公園管理 範囲全体	1 式	1 回/日	ゴミ処理 含む
	定期清掃	床面清掃	○体育館 [アリーナ]	655 m ²	都度	
		床面清掃	○体育館 [アリーナ・便 所以外]	1 式	都度	
窓ふき、屋 根清掃 等		○体育館、 便所等	1 式	2 回/年		
落葉清掃	園路や周辺施設		1 式	随時	標準： 4・5・ 10・11・ 12月	
臨時清掃	公園全体		1 式	随時	災害時等	
草刈り ※	東地区の芝生広場Ⅰ、芝生広場Ⅱ 西地区のファミリー広場、児童広場		14,500 m ²	5 回/年 以上		
	上記以外のゾーン ・樹林地は、園路・道路沿い、住宅隣接 地等で、幅 2 mを標準として行うこと。 ・池岸沿いは、年 1 回以上とする。		37,262 m ²	3 回/年 以上	標準： 5・7・9 月	
葦刈り	大淵池 ・池に生える葦を刈り取り、焼却など適切 に処分又は活用すること。併せて、ごみの		1 式	1 回/年	標準： 1月	

	回収と搬出処分を適正に行うこと。			
--	------------------	--	--	--

※景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行うこと。
草刈りを行う際の留意事項は、次のとおり。

- ①草地内にある石、あきカン等の障害物はあらかじめ取り除くこと。
- ②樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- ③樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。またそれらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去すること。
- ④刈草、刈跡は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行うこと。
- ⑤樹木の根際、柵類の周辺、法面など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする事。
- ⑥作業中は、来園者等の安全に十分配慮すること。

4. 植栽管理：維持管理水準一覧表

管理項目		管理水準			備考
		対象	規模・単位	年回数	
樹木管理 ※1 ※2	剪定	園路、広場 沿い等公園 利用に支障と なる樹木	1式	1回/年	標準： 冬期
	刈込	ツツジ類等刈 込が必要な 中低木	1式	1回/年	標準： 開花後
	花壇整備		5㎡以上 を2ヶ所	3回/年	花壇整備ボ ランティアの育 成に活用する こと
	病虫害防除 (剪定除 去・薬剤散 布) (予防として の薬剤散布 はしないこと)	アメリカシロヒ トリ、イラガ、 チャドクガ、テ ングス病等	1式	随時	剪定除去、 薬剤散布 は、病虫害の 種類によって 判断すること
	施肥(有機 系)	花木・低木 等必要なもの	1式	1回/年	標準： 2月
	支柱取り替 え・除去	取り替え・除 去が必要なも	1式	随時	

		の			
	灌水	灌水が必要な樹種	1式	随時	夏期等
	枯損木の処理	園路及び近隣対策対応の伐採・除去・処分	1式	随時	
	緊急対応	台風等による風倒木の処理	1式	随時	

※1 高木の管理については、樹木の健全な生育、園内景観の形成を目的として行うこと。なお、以下に留意すること。

- ①樹木の日常点検を行い、倒木や枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保すること。
- ②道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等に示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行うこと。また、周辺交通管理者・道路管理者等から要請があった場合、速やかに対応すること。
- ③隣接民地に対して影響のある樹木についても、上記と同様に樹木剪定を行うこと。
- ④危険木の除伐等を行うこと。
- ⑤倒木があった場合には、公園利用に支障とならないよう速やかに除去すること。
- ⑥作業中は、来園者等の安全に十分配慮すること。
- ⑦剪定枝は、チップ化利用など適切に処分・活用すること。

※2 中低木の管理については、植樹目的にあわせた管理を実施すること。花木は、園内景観の形成において重要であり、樹種に応じた適切な剪定を行うこと。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行うこと。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行うこと。なお、以下に留意すること。

- ①樹木の特性に応じ、適切な管理を行うこと。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- ②園路や公道にはみ出した枝や視線を遮る高さに伸びたものを機械により刈り込み、樹形を整えること。
- ③機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えるとともに鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮すること。
- ④ 作業中は、来園者等の安全に十分配慮すること。
- ⑤刈り取った枝葉は、チップ化利用など適切に処分・活用すること。

5. 施設管理：維持管理水準一覧表

管理項目	管理水準	備考
------	------	----

		対象	規模・単位	回数	
園路広場	点検補修	園路	1式	随時	
		広場その他	1式	随時	
遊戯施設	点検補修	日常点検	1式	12回/年	
		定期点検	1式	1回/年	
		遊具補修	1式	随時	
		木製遊具防腐処理	1式	年間5基	
給水施設	点検 清掃	給水管、水のみ、散水 栓等	1式	1回/年	
		受水槽 機器 水槽	1式	6回/年 1回/年	
	補修		1式	随時	
排水施設	点検	管渠、側溝、枿類等	1式	3回/年	
	清掃	L型側溝、U字溝、枿 類等	1式	3回/年	
滝・噴水 施設	保守点検・清 掃		1式	3回/年	
	補修		1式	随時	
	運転※		1式	3月～12月	
電気・照 明・施設	保守点検	受変電施設(法定検 査) 照明施設等	1式	隔月1回 1回/年	
	補修	受変電施設 照明施設	1式	随時	
その他工 作物	点検 補修	案内板、パーゴラ、柵、 灰皿、ベンチ等の工作 物	1式	1回/年	
備品	台帳照合 点検 補修	事務室、体育館更衣 室、体育館体育機材、 テニスコートの各備品	1式	1回/年	

※滝、噴水施設については、現在は休止中。

6. 運動施設管理：維持管理水準一覧表

管理項目	管理水準			備考
	対象	規模・単 位	回数	

テニスコート	日常清掃	清掃 ブラシかけ その他	オムニコート	2面	1回/日	
	定期整備	排水施設の泥上げ、砂入れ、コート均し等			1回以上/年	
	臨時処置	台風等暴風雨後の排水点検、コート上の落ち葉等の清掃、コートの補修等			随時	
運動場	定期整備	整地 その他	グラウンド	1面	随時	
	臨時処置	台風等暴風雨後の排水点検、グラウンド上の落ち葉等の清掃、グラウンドの補修等		1面	随時	